

平成23年 1月 5日

各部局の長
事務局各部の長 殿

理事（環境安全担当）
藤 井 良 一

名古屋大学キャンパス内禁煙の実施について（通知）

喫煙は、喫煙者自身の健康被害だけではなく、タバコの中から流れる副流煙はフィルターを通らない為に喫煙者が吸い込む主流煙より高濃度の有害物質が含まれており、周囲の人へ悪影響を及ぼします。

非喫煙者への受動喫煙の防止対策として、本学は、未成年の学生を含め多くの方が来学される公共性の高い場であることを踏まえ、下記のとおり「キャンパス内を原則として禁煙とする」ことを骨子とする別紙「名古屋大学における禁煙実施に関する当面の指針等について」を定め、平成23年4月1日から実施いたします。

この指針等は、喫煙対策を段階的に進めていく最初のステップで、できるだけ早い時期の全面禁煙へ移行することを目指しています。

つきましては、貴部局の教職員、学生等の関係者に周知（学生においては、年度当初のガイダンス等を利用）をお願いするとともに、ご理解とご協力をお願いします。

なお、平成23年4月1日からの喫煙場所の設置を申請する部局にあつては、別紙により平成23年1月28日（金）までに提出していただきますようお願いいたします。

記

1. キャンパス内は、禁煙（指定喫煙場所を除く）とします。
※鶴舞キャンパス及び大幸キャンパスは、全面禁煙
※個人の居室等及び自動車内も対象
2. 喫煙場所は、許可を受けた場所のみを指定し、毎年指定場所を削減する予定です。
3. 喫煙者には、禁煙外来の紹介など禁煙の支援を行います。